

保護者の皆さまへ

大阪府立淀商業学校  
校長 村上 憲文

## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しにかかる対応について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省（令和4年9月7日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の患者（以降、「り患者」とする）に対する療養期間等の見直しが決定されたことを踏まえ、学校においてり患者が確認された場合、以下のとおり対応するよう大阪府教育庁から通知がありました。

つきましては、該当する児童生徒等に対して以下のとおり対応させていただきます。

お子様が、新型コロナウイルス感染症にり患したことを確認した場合は、これまでどおり、学校へ連絡いただきますとともに、ご自宅での健康観察の徹底等、感染症予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、本対応につきましては令和4年9月7日からのり患者の対応となります。また、対面でのマスク着用なしでの昼食による接触者やご家庭での感染による濃厚接触者についての対応は従来通りです。（裏面「同居者の方への対応」参照）

## 【り患者に対する対応】

- り患者にかかる療養期間に対応した期間の出席停止を指示します
- 療養期間の解除後についても、一定期間（注1）「感染リスクの高い行動（注2）」を控えるよう指示します。

注1 有症状の場合 … 発症日から10日間経過するまで  
無症状の場合 … 検体採取日から7日間経過するまで

## 注2 「感染リスクの高い行動」の例

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
- ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加（教育活動を除く）

【本件に対する問い合わせ先】

教頭 坂脇 康文 電話 06-6474-2221

## 【新型コロナウイルス感染症 自宅待機SOS（コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター）】

TEL：0570-055221 FAX：06-4560-9037 ※通話料はご相談者の負担となります（ナビダイヤルでの案内）。

【大阪府HP：自宅療養者支援サイト】 [https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku\\_ryouyou/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html)

【大阪府HP：新型コロナ受診相談センターについて】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html#zyusinnsoudann>

## 【厚生労働省 令和4年9月7日付け事務連絡 から抜粋】

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

## (1) 有症状患者（※1）

## (a) (b) 以外の者

- ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

## (b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・ 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。
- ※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。 ※2 高齢者施設に入所している者を含む。

## (2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

## 新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてフローチャート～

年齢	75歳未満	75歳以上																																														
保健所の連絡	原則、保健所からの電話連絡はありません。	保健所から連絡します。 ※連絡までに時間を要することがあります。																																														
療養決定	下記の重症化リスクがなければ原則宿泊療養です。 ※ただし40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な場合は原則自宅療養です。(同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる場合は宿泊療養も可です。)	保健所が電話で状況を伺い療養決定します。																																														
基礎疾患の有無	<p>①40歳以上75歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等※を複数持つ者 ※ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI 30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下</p> <p>②妊娠している方</p>																																															
療養	<p>①②の重症化リスクなし → 保健所からSMSにより必要な情報を案内 → 宿泊療養もしくは自宅療養</p> <p>①②いずれかの重症化リスクあり → 保健所から連絡 → 保健所から連絡がない場合の対応 ①保健所へ連絡 ②保健所に繋がらない場合は、自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡</p> <p>その他重症化の不安因子がある → 療養方法を決定(保健所) → 入院</p> <p>①②の重症化リスクの有無にかかわらず保健所から連絡 → 療養方法を決定(保健所) → 宿泊療養</p>																																															
療養期間	<p>○自宅療養に必要な情報を「自宅療養者支援サイト」で確認 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html</a></p> <p>○宿泊療養を希望する場合や体調が悪化して受診したい場合は、自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡</p> <div style="text-align: right;">  (QRコード)         </div>																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>0日</th><th>1日</th><th>2日</th><th>3日</th><th>4日</th><th>5日</th><th>6日</th><th>7日</th><th>8日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例) 2/1</td><td>2/2</td><td>2/3</td><td>2/4</td><td>2/5</td><td>2/6</td><td>2/7</td><td>2/8</td><td>2/9</td></tr> <tr> <td>【有症状】 発症日</td><td colspan="7">療養期間(7日間※1)</td><td>療養解除</td><td>※1 症状軽快後24時間経過した場合</td></tr> <tr> <td>【無症状】 検体採取日</td><td colspan="6">療養期間(7日間)</td><td>療養解除</td><td>※2 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に療養期間の短縮が可能</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="5">療養期間(5日間※2)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>有症状者は発症日を0日目として7日間、無症状者は検体採取日を0日目として7日間は自宅待機してください。 無症状者が療養期間中に症状が出た場合は、療養期間が変わりますので保健所へご連絡ください。</p>		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	例) 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	【有症状】 発症日	療養期間(7日間※1)							療養解除	※1 症状軽快後24時間経過した場合	【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間)						療養解除	※2 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に療養期間の短縮が可能		療養期間(5日間※2)							
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日																																								
例) 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9																																								
【有症状】 発症日	療養期間(7日間※1)							療養解除	※1 症状軽快後24時間経過した場合																																							
【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間)						療養解除	※2 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に療養期間の短縮が可能																																								
	療養期間(5日間※2)																																															

### 同居者の方への対応

同一世帯内で陽性者が判明した場合、同一世帯全ての同居者は濃厚接触者になります。

【あなたの同居者に、次の2つをお伝えください。】

**①自宅待機・外出自粛・健康観察**

陽性者との最終接触日を0日目として5日間\*  
(健康観察は7日間経過するまで実施)

**②検査**

無症状: 医療機関を受診せず、自宅待機  
有症状: 発熱や倦怠感等が続く場合は医療機関を受診

\*別の同居者が陽性となった場合は、改めてその同居者が発症した日を0日目として5日間となります。

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/youseinoukoujigyou.html>



(QRコード)